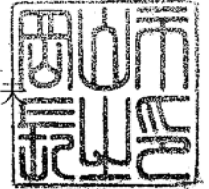


市街地再開発組合の事業計画の変更認可(公告)

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月23日

岡山市長 大森雅夫



1 組合の名称

岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合

2 事業所の所在地

岡山市北区本町1番18号

3 事業施行期間

令和2年8月から令和9年1月まで

4 施行地区

岡山市北区駅前町一丁目2番101、2番102、2番108、2番109、2番110、
2番111、2番112、2番113、2番114、2番115、2番116、2番119、2番120、
2番123、2番124、2番125、2番126、2番127、2番128、2番129、2番130、
2番131、2番132、2番134、2番136、2番138、2番139、3番101、3番103、
3番104、3番105、3番106、3番107、3番108、3番109、3番110、3番111、
3番112、3番113、3番114、3番115、3番116、3番117、3番118、3番119、
3番120、3番121、3番122、3番123、3番124、3番125、3番126、3番128、
3番129、4番101、4番102、4番103、4番105、4番106、4番107、4番108、
4番109、4番110、4番111、4番112、4番113、4番114、4番115、4番116、
4番117、4番118、4番119、4番120、4番121、4番122、4番123、4番124、
4番125、1001番の一部、1002番1、1002番2、1003番の一部、1007番1の
一部、1007番2、1007番3、1012番1、1012番2、1012番3、1017番、1018
番、1019番、1020番、岡山市北区駅前町二丁目1001番の一部、1002番の一
部、1005番

5 設立認可の年月日

令和2年8月11日

6 事業計画の変更認可の年月日

令和3年12月20日